







六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

七 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関する法律として政令で定めるもの